

令和6年5月15日

【照会先】

健康・生活衛生局 健康課

受動喫煙対策専門官 四元 加奈子(内線8845)

たばこ対策専門官 饒波 正平(内線8884)

(代表電話)03(5253)1111

(直通電話)03(3595)2245

報道関係者 各位

令和4年度「喫煙環境に関する実態調査」の調査結果（概要）を公表します

～ 第二種施設で屋内全面禁煙の割合が増加～

厚生労働省では、この度、「喫煙環境に関する実態調査」を実施し、その結果の概要版を取りまとめましたので公表します。

この調査は、平成30年7月に成立した「健康増進法の一部を改正する法律」が令和2年4月に全面施行された後の状況を調査し、施行後5年を経過した場合において、更なる対策の必要性を検討するための基礎資料を得ることを目的としたものであり、今回で4回目となります。

詳細は別添「令和4年度「喫煙環境に関する実態調査」調査結果（概要）」をご覧ください。

【調査結果のポイント】

- (1) 学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境（P2参照）
 - 敷地内全面禁煙 86.3%
 - 敷地内全面禁煙にしていない施設のうち、特定屋外喫煙場所設置 61.7%
- (2) 一般施設・事業所、飲食店（第二種施設）における屋内の喫煙環境（P3参照）
 - 屋内全面禁煙 74.1%
 - 喫煙専用室設置 9.7%

【調査概要】

調査方法 郵送調査及びオンライン調査（政府統計共同利用システム）

調査対象 第一種施設（学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関の庁舎等）、第二種施設（一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル）（20,490件）

有効回答数 9,322件

調査期間 令和5年1月～2月（令和4年12月末時点）

令和4年度「喫煙環境に関する実態調査」 調査結果（概要）

目次

I. 調査の概要.....	1
1. 調査の目的.....	1
2. 調査の実施時期.....	1
3. 調査対象及び回答状況.....	1
4. 調査項目.....	1
5. 調査系統.....	1
6. 結果の集計.....	1
7. 利用上の注意.....	1
8. その他.....	1
II. 結果の概要.....	2
第1部 令和4年度調査の結果.....	2
1. 学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等(第一種施設)における喫煙環境.....	2
2. 一般施設・事業所、飲食店(第二種施設*)の屋内における喫煙環境.....	2
3. 既存特定飲食提供施設と考えられる店の喫煙等状況.....	5
4. その他の第二種施設等(不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者)の屋内における喫煙環境.....	7
第2部 令和3年度と令和4年度との経年比較.....	9
1. 第一種施設における敷地内全面禁煙の状況.....	10
2. 第一種施設における特定屋外喫煙場所の設置の状況.....	11
3. 一般施設等(第二種施設)における火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の状況.....	12
4. 一般施設等(第二種施設)における火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置の状況.....	14
5. 一般施設等(第二種施設)における加熱式たばこの屋内全面禁煙の状況.....	16
6. 一般施設等(第二種施設)における加熱式たばこ専用喫煙室設置の状況.....	18
【参考資料】(令和3年度)既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の状況.....	20

I. 調査の概要

1. 調査の目的

受動喫煙が健康に及ぼす影響を踏まえると、がん、循環器疾患等を予防する上で、受動喫煙対策を進めることは重要な課題である。受動喫煙対策については、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、多数の者が利用する施設の管理者に対し、受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務を課すなどの対策を進めてきたところであるが、国民の健康増進を一層図るため、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）が成立し、令和元年7月の一部施行により、学校や病院などの子どもや患者が主たる利用者となる施設（第一種施設）については敷地内禁煙、令和2年4月の全面施行により、第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の者が利用する施設（第二種施設）等については原則屋内禁煙となっている。

本調査は、改正法全面施行後の令和4年12月末時点の喫煙環境を調査することで、改正法附則第8条に規定する施行後5年を経過した場合における検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施時期

令和5年1月～2月（令和4年12月末時点の状況を調査）

3. 調査対象及び回答状況

総務省事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）から作成した母集団名簿等に基づき、日本標準産業分類から喫煙環境が類似する産業をまとめた27区分別に、全国の事業所、企業・法人・団体、地方公共団体を層化無作為抽出した20,490施設に調査票を郵送し、報告者が送付された調査票に記入の上郵送により提出する方法又は政府統計オンラインで回答する方法のどちらかにより回答を求めた。有効回答が得られた9,322施設について集計した。有効回答率は45.5%（9,322/20,490）であった。施設種別の回収状況については別表を参照のこと。

4. 調査項目

各調査対象における喫煙環境の状況について

5. 調査系統

厚生労働省—民間事業者—調査対象

6. 結果の集計

集計結果の評価のうち、「有意差が認められた」という記載については、統計学的な検定（両側有意水準1%のZ検定）に基づき記述した。

7. 利用上の注意

- ・ 該当する数値がない場合は、「***」を表記した。
- ・ 構成比は小数点第二位以下四捨五入しているため、その合計が100%にならない場合がある。

8. その他

調査の詳細については、「令和4年度喫煙環境に関する実態調査の概要」を参照のこと。

II. 結果の概要

第1部 令和4年度調査の結果

1. 学校、医療施設、児童福祉施設、行政機関等（第一種施設）における喫煙環境

第一種施設において、火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこを敷地内全面禁煙にしている施設の割合は、全体の86.3%で、施設種別では「病院」が100%で最も高く、次いで「幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校」が91.0%、「一般診療所、歯科診療所」が90.4%であった。（第1表）

敷地内全面禁煙にしていない第一種施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置している施設の割合は全体の61.7%で「専修学校、各種学校、職業・教育支援施設」が100%、「行政機関」で94.5%、「大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）」で94.4%であった。

第1表 第一種施設における喫煙環境

(%)

	敷地内全面禁煙状況			特定屋外喫煙場所の設置状況※		
	禁煙にしている	禁煙にしていない	不明	設置している	設置していない	不明
第一種施設（合計）	86.3	12.6	1.1	61.7	38.3	***
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	91.0	7.7	1.3	50.0	50.0	***
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	83.3	16.7	***	100	***	***
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）	67.3	32.7	***	94.4	5.6	***
病院	100	***	***	***	***	***
一般診療所、歯科診療所	90.4	9.6	***	28.6	71.4	***
病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等））	83.3	13.3	3.3	75.0	25.0	***
児童福祉施設（保育所等）	90.0	8.8	1.3	42.9	57.1	***
行政機関	61.3	36.7	2.0	94.5	5.5	***

「***」該当する数値がない

※ 敷地内全面禁煙にしていると回答した施設の状況

2. 一般施設・事業所、飲食店（第二種施設※）の屋内における喫煙環境

一般施設・事業所、飲食店（以下「一般施設等」という。）のうち、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は全体の74.1%であり、喫煙専用室を設置している施設は9.7%であった。（第2-1表）

※ 第二種施設は多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設（喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設）以外の施設が該当するが、本調査では喫煙目的施設か否かの調査は行っていないため、喫煙目的施設が含まれている可能性がある。

第2-1表 一般施設等（第二種施設）の屋内における火をつけて喫煙するたばこの喫煙環境

(%)

	屋内全面 禁煙	喫煙専用 室設置	左記以外 ※1	不明
合計	74.1	9.7	15.5	0.7
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、 学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習 支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	95.9	1.8	2.4	***
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認 知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老 人福祉・介護施設）	87.8	6.1	5.6	0.5
障害者福祉施設	83.1	6.0	9.6	1.2
救護施設、更生施設、宿所提供施設	71.4	10.7	17.9	***
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニス場）、屋内スポーツ施設 （ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習 場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動 施設（体育館、スタジアム等）※2	83.2	10.6	6.2	***
司法機関（国）	100	***	***	***
都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	92.5	5.2	1.7	0.6
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便 局	79.5	8.4	11.1	1.0
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭 湯、入浴施設）	80.3	4.2	13.7	1.9
マージャンクラブ	26.5	7.4	66.2	***
パチンコホール	16.1	83.3	0.6	***
ゲームセンター	70.4	25.4	4.2	***
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	42.3	46.4	10.1	1.2
公園、テーマパーク、遊園地	74.7	2.7	22.7	***
ホテル、旅館等宿泊施設	45.8	32.4	20.8	1.1
集会場、会議場	81.4	8.5	10.1	***
一般バスターミナル	85.0	15.0	***	***
空港旅客ターミナル	30.9	69.1	***	***
居酒屋、ビヤホール	43.7	6.9	48.2	1.2
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	22.3	4.3	71.0	2.5
喫茶店	73.3	3.3	21.8	1.6
上記以外の食堂、レストラン等	84.3	3.5	11.2	1.0
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	72.4	11.5	15.7	0.4

「***」該当する数値がない

※ 1 本調査では喫煙目的施設か否かの調査は行っていないため、喫煙目的施設が含まれている可能性がある。

※ 2 市町村等の自治体管理施設を含む。

また、加熱式たばこについて、屋内全面禁煙としている施設は全体の72.2%であり、喫煙専用室で加熱式たばこの喫煙も可としている（喫煙のみ、飲食等は不可）施設は8.2%、加熱式たばこ専用の喫煙のみを行う部屋の設置（喫煙のみ、飲食等は不可）をしている施設は0.6%、加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置（加熱式たばこ専用喫煙室）をしている施設は1.2%であった（第2-2表）。

第2-2表 一般施設等（第二種施設）の屋内における加熱式たばこの喫煙環境

(%)

	屋内全 面禁煙	喫煙専 用室で 加熱式 たばこ の喫煙 も可と してい る（喫 煙の み、飲 食等は 不可）	加熱式 たばこ 専用の 喫煙の みを行 う部屋 の設置 （喫煙 のみ、 飲食等 は不可）	加熱式 たばこ 専用の 喫煙お よび飲 食等も 行える 部屋の 設置 （加熱 式たば こ専用 喫煙室）	左記以 外 ^{*1}	不明
合計	72.2	8.2	0.6	1.2	16.5	1.3
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	95.0	1.8	***	0.3	2.4	0.6
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	88.3	5.1	***	0.5	5.1	1.0
障害者福祉施設	81.9	4.8	***	1.2	12.0	***
救護施設、更生施設、宿所提供施設	67.9	10.7	***	***	17.9	3.6
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニス場）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等） ^{*2}	84.7	9.3	0.3	0.3	5.3	***
司法機関（国）	100	***	***	***	***	***
都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	93.1	5.2	***	***	1.1	0.6
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	78.5	6.9	0.5	0.5	11.6	2.0
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	77.1	3.5	0.2	0.7	14.1	4.4
マージャンクラブ	20.6	5.9	***	4.4	67.6	1.5
パチンコホール	15.8	68.8	4.8	6.1	4.2	0.3
ゲームセンター	70.4	23.9	2.8	1.4	1.4	***
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	41.1	39.9	1.8	4.2	10.1	3.0
公園、テーマパーク、遊園地	74.0	2.0	***	***	22.7	1.3
ホテル、旅館等宿泊施設	45.5	26.6	1.8	2.9	21.1	2.1
集会場、会議場	80.3	8.0	0.5	***	10.6	0.5
一般バスターミナル	80.0	15.0	***	***	***	5.0
空港旅客ターミナル	29.4	66.2	1.5	1.5	***	1.5
居酒屋、ビヤホール	42.5	5.5	0.2	2.0	48.4	1.3

バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	20.9	2.7	0.7	1.5	71.3	2.8
喫茶店	73.3	2.5	***	***	22.2	2.1
上記以外の食堂、レストラン等	83.7	2.6	0.2	0.8	11.4	1.2
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	69.8	9.9	0.8	1.6	17.1	0.8

「***」該当する数値がない

- ※ 1 本調査では喫煙目的施設か否かの調査は行っていないため、喫煙目的施設が含まれている可能性がある。
- ※ 2 市町村等の自治体管理施設を含む。

3. 既存特定飲食提供施設と考えられる店の喫煙等状況

改正健康増進法の全面施行（令和2年4月1日）の際、既存の飲食店のうち、経営規模が小さい事業者（資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下で客席の部分の床面積が100㎡以下）が運営するもの（以下「既存特定飲食提供施設」という。）については、経過措置として、喫煙可能室設置施設の届出により、当該施設の屋内の場所の全部又は一部の場所を喫煙することができる場所として定めることができることとしている（改正法附則第2条）。

本調査においては、令和2年4月1日以前から営業開始し、中小企業又は個人事業者で、かつ客席面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

全ての飲食店に占める既存特定飲食提供施設と考えられる店の割合は75.1%、既存特定飲食提供施設に該当しないと考えられる飲食店は19.1%、既存特定飲食提供施設か否か判断ができなかった飲食店が5.7%であった。

既存特定飲食提供施設と考えられるものの中で、屋内全面禁煙としている飲食店は60.7%、喫煙専用室等設置（喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の両方または一方の設置有）としているところは3.0%、喫煙可能室設置※としている飲食店は35.0%、そのうち喫煙可能室設置施設※の届出をしている飲食店は21.3%、届出をしていない飲食店は13.7%であった（第3表）。

また、既存特定飲食提供施設に該当しないと考えられる飲食店のうち、屋内全面禁煙としているところは76.0%、喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室設置の設置は9.2%（その内訳は喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室0.9%、喫煙専用室7.6%、加熱式たばこ専用喫煙室0.7%）であった。

※本調査では喫煙目的施設か否かの調査は行っていないため、喫煙目的施設が含まれている可能性がある。

第3表 既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の状況

(%)

既存特定飲食提供施設※1	屋内全面禁煙		60.7		
	喫煙専用室等設置※2				
	喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室（喫煙のみ・飲食も可）		0.6		
	喫煙専用室（加熱式たばこの全面禁煙、喫煙専用室での喫煙可）		2.2		
	加熱式たばこ専用喫煙室：喫煙のみ （火をつけて喫煙するたばこの全面禁煙）		0.1		
	加熱式たばこ専用喫煙室：飲食も可 （火をつけて喫煙するたばこの全面禁煙）		0.2		
	小計		3.0		
	喫煙可能室設置※3	喫煙可能室 設置施設の 届出をして いる	中小企業	居酒屋、ビヤホール	0.9
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	1.2
				喫茶店	0.1
				それ以外の食堂、レストラン等	0.2
			個人事業者	居酒屋、ビヤホール	6.5
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	7.4
				喫茶店	2.3
				それ以外の食堂、レストラン等	2.7
		小計		21.3	
		喫煙可能室 設置施設の 届出をして いない	中小企業	居酒屋、ビヤホール	0.3
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	0.3
				喫茶店	0.1
				それ以外の食堂、レストラン等	0.2
			個人事業者	居酒屋、ビヤホール	4.3
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	4.2
				喫茶店	1.3
それ以外の食堂、レストラン等	2.9				
小計		13.7			
小計		35.0			
その他		1.4			

※ 1 本調査においては、対象となった飲食店全てが令和2年4月1日に既存であり、そのうち中小企業（資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社）又は個人事業者で、かつ客席の床面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分之一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

※ 2 喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の両方または一方の設置あり。

※ 3 火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこの両方又は一方において、屋内全面禁煙又は喫煙専用室設置若しくは加熱式たばこ専用喫煙室設置ありのいずれも該当しないと回答した施設を計上（本調査では喫煙目的施設か否かの調査は行っていないため、喫煙目的施設が含まれている可能性がある）。

4. その他の第二種施設等（不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者）の屋内における喫煙環境

不動産管理事業者の屋内（共用部）において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている事業者は76.5%、加熱式たばこを屋内全面禁煙としている事業者は73.0%であった。

また、鉄道、モノレール、ケーブルカー等の車両において、火をつけて喫煙するたばこを屋内全面禁煙としている車両は80.1%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている車両は80.1%であった。鉄軌道駅において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は94.7%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は95.0%であった。

専用バスターミナル（一般バスターミナルを除く）においては、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は83.5%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は74.6%であった。

一般旅客定期航路事業（フェリー、定時運航の遊覧船等）の船舶において、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている船舶は82.7%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている船舶は78.1%であった。一般旅客定期航路事業の旅客船ターミナルにおいて、火をつけて喫煙するたばこについて屋内全面禁煙としている施設は92.5%、加熱式たばこについて屋内全面禁煙としている施設は86.3%であった。

別表 施設種別の回収状況

施設種別	調査客体数 (件)	有効回答数 (件)	有効回答率 (%)
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	68	58	85.3
大学院を除く高等教育機関(大学、短期大学)、大学院、専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	180	144	80.0
病院、一般診療所、歯科診療所、助産所、療術施設(あんま、はり、きゅう、柔道整復等)、介護老人保健施設	161	106	65.8
児童福祉施設(保育所等)	138	102	73.9
行政機関	180	139	77.2
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設(学習塾、教養・技能教室等)	277	144	52.0
福祉施設	352	253	71.9
スポーツ提供施設	409	250	61.1
司法機関(国)	145	141	97.2
地方自治体立法機関(議会)	151	148	98.0
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	807	384	47.6
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場(銭湯、入浴施設)	1,076	438	40.7
マージャンクラブ、パチンコホール	954	397	41.6
競輪・競馬等の競走場、ゲームセンター、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	1,274	489	38.4
公園、テーマパーク、遊園地	344	252	73.3
ホテル、旅館等宿泊施設	959	427	44.5
集会場、会議場	456	358	78.5
一般バスターミナル	25	19	76.0
空港旅客ターミナル	95	76	80.0
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	807	384	47.6
居酒屋、ビヤホール	3,685	1,480	40.2
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	2,457	862	35.1
喫茶店、上記以外の食堂、レストラン等	2,459	1,118	45.5
商業用不動産(オフィス)共用部	807	380	47.1
鉄軌道駅、鉄道車両	321	159	49.5
専用バスターミナル	364	249	68.4
旅客船、旅客船ターミナル	1,539	365	23.7
合計	20,490	9,322	45.5

第2部 令和3年度と令和4年度との経年比較

令和3年度から令和4年度の結果について、主な項目を調査年度別に示した（第4表）。

調査対象（全国を調査範囲とする、第一種施設、一般施設・事業所、飲食店、不動産管理事業者、鉄道・バス事業者、旅客船・旅客船ターミナル事業者）、調査方法（郵送調査又はオンライン調査）、調査対象の選定方法（層化無作為抽出）は両調査において同一である。

なお、令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であり、第一種施設票の調査対象から、病院、一般診療所及び歯科診療所を除外したため、第一種施設の「全体」の結果を示していない。また、第一種施設については統計学的な検定を行っていない。

第4表 主要項目における調査結果の経年比較

(%)

		(参考) 令和元年度	(参考) 令和2年度	令和3年度	令和4年度	
調査の時点における改正法の施行状況		一部施行	全面施行後	全面施行後	全面施行後	
有効回答率 (有効回答数/調査客体数)		45.9 (8,323/ 18,138)	45.4 (8,634/ 18,997)	47.3 (9,697/ 20,489)	45.5 (9,322/ 20,490)	
第一種施設	敷地内全面禁煙 令和元年度：火をつけて喫煙するたばこ 令和2・3・4年度：火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこ	85.9	***	87.4	86.3	
	特定屋外喫煙場所の設置 ※「敷地内全面禁煙にしていない」と回答した施設のみが回答 令和元年度：火をつけて喫煙するたばこ 令和2・3・4年度：火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこ	74.2	***	89.1	61.7	
一般施設等	屋内全面禁煙	火をつけて喫煙するたばこ	64.3	72.2	71.6	74.1
		加熱式たばこ	62.6	70.9	70.3	72.2
	喫煙専用室の設置 火をつけて喫煙するたばこ	10.1	8.5	9.2	9.7	
	加熱式たばこ専用喫煙室の設置※	1.0	5.7	0.9	1.2	

「***」数値が得られないもの。令和2年度は「医療施設静態調査」実施年であり「病院、一般診療所及び歯科診療所」を第一種施設の対象から除外したため、結果を示していない。

※ 加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置

1. 第一種施設における敷地内全面禁煙の状況

第一種施設における敷地内全面禁煙の状況について全面禁煙の割合を施設種別にみると、「専修学校、各種学校、職業・教育支援施設」、「大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）」では増加し、その他は減少した（第5表）。なお、「一般診療所、歯科診療所」「病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設」は令和元年度から3年度はまとめて回答を求めているため、令和3年度から4年度の「一般診療所、歯科診療所」「病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等）」の結果を示していない。

第5表 第一種施設における敷地内全面禁煙の割合

(%)

	令和3年度	令和4年度
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	95.5	91.0
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	82.4	83.3
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）	65.8	67.3
児童福祉施設（保育所等）	90.9	90.0
行政機関	66.9	61.3

2. 第一種施設における特定屋外喫煙場所の設置の状況

第一種施設において、敷地内全面禁煙にしていないと回答した施設のうち、特定屋外喫煙場所を設置していると回答した割合を施設種別にみると、「行政機関」は増加し、「専修学校、各種学校、職業・教育支援施設」は変化なく、その他は減少した（第6表）。なお、「一般診療所、歯科診療所」「病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設」は令和元年度から3年度はまとめて集計しているため、令和2年度から3年度の「一般診療所、歯科診療所」「病院、一般診療所及び歯科診療所以外の医療提供施設（介護老人保健施設、介護医療院、助産所、療術施設（あんま、はり、きゅう、柔道整復等））」の結果を示していない。

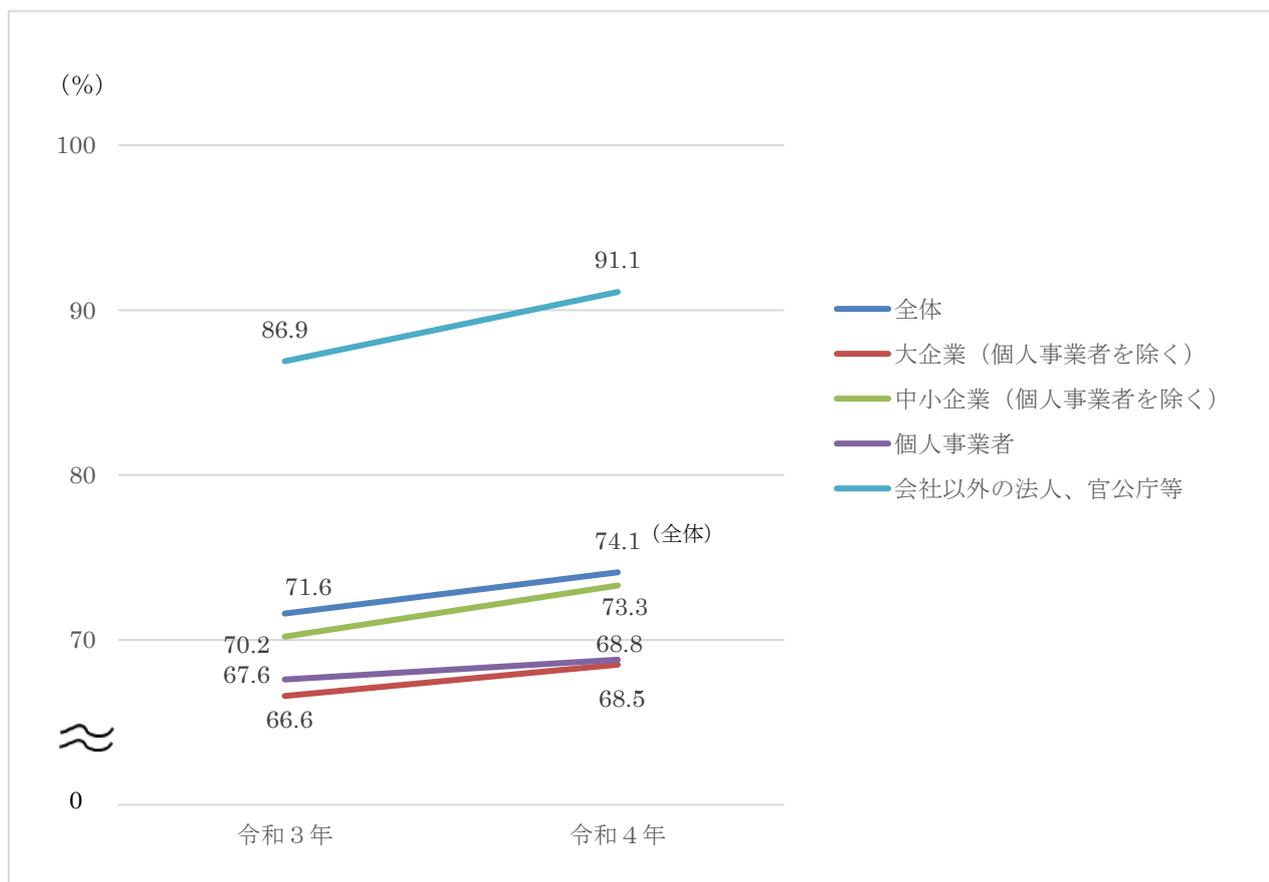
第6表 敷地内全面禁煙にしていない第一種施設における特定屋外喫煙場所設置の割合 (%)

	令和3年度	令和4年度
幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校	100	50.0
専修学校、各種学校、職業・教育支援施設	100	100
大学院を除く高等教育機関（大学、短期大学）	100	94.4
児童福祉施設（保育所等）	100	42.9
行政機関	94.3	94.5

3. 一般施設等（第二種施設）における火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の状況

一般施設等における火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の状況について、令和3年度から4年度にかけて「全体」では71.6%から74.1%で2.5ポイント増加した（1%水準で有意差が認められた）。企業規模別にみると、全ての企業規模で増加した（1%水準で有意差が認められた）（第1図）。両年度とも「会社以外の法人・官公庁等」が最も高く8割を超え、次いで「中小企業（個人事業者を除く）」が約7割で続き、「個人事業者」及び「大企業（個人事業者を除く）」が7割弱であった。

一般施設等の施設種別に、火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の割合を示す（第7表）。



第1図 一般施設等（第二種施設）における火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の割合（企業規模別）

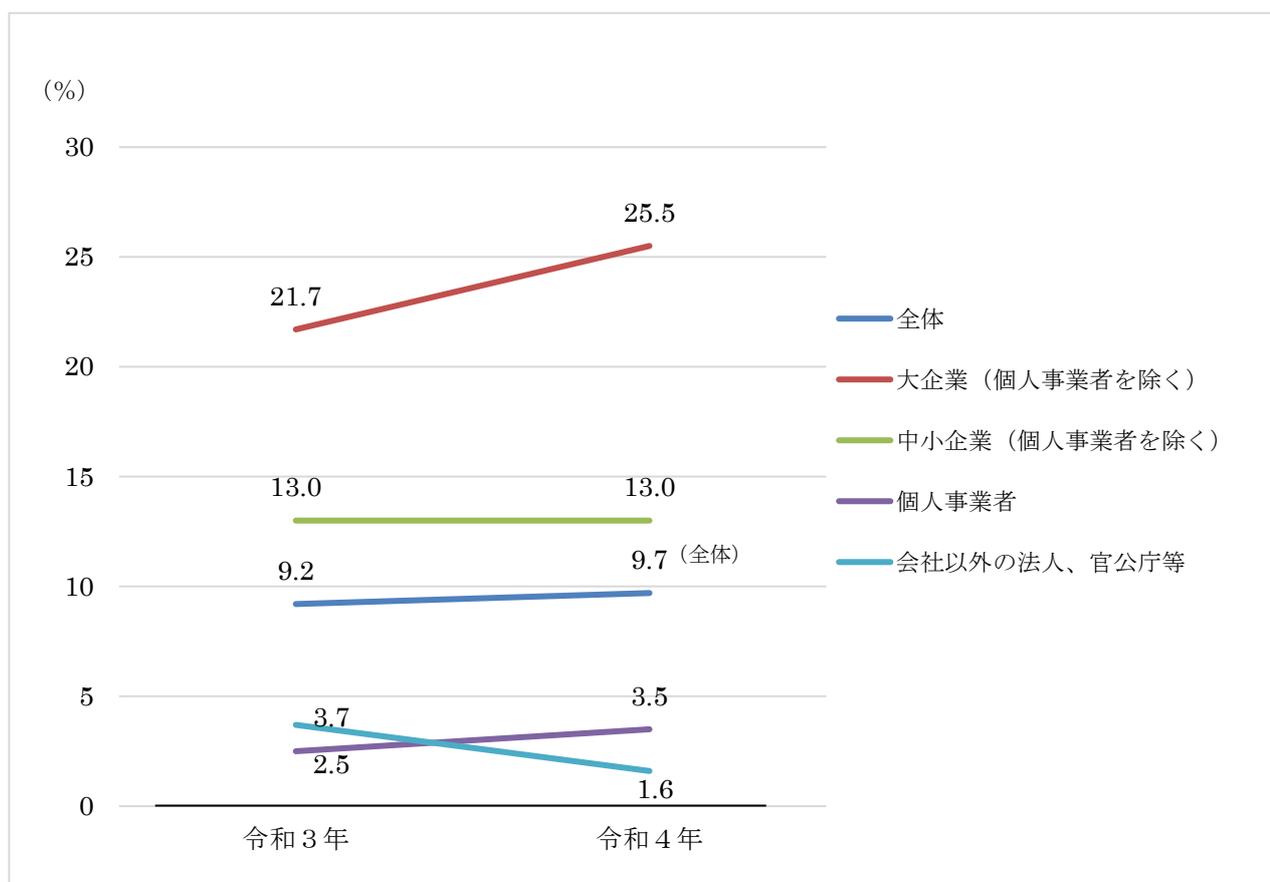
第7表一般施設等(第二種施設)における火をつけて喫煙するたばこの屋内全面禁煙の割合(施設種別) (%)

	令和3年度	令和4年度
全体	71.6	74.1
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設(学習塾、教養・技能教室等)	91.9	95.9
福祉施設(特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設)	83.8	87.8
障害者福祉施設	84.2	83.1
救護施設、更生施設、宿所提供施設	75.0	71.4
屋外スポーツ施設(ゴルフ場、テニス場)、屋内スポーツ施設(ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ等)、その他の上記以外の体育、運動施設(体育館、スタジアム等)※ ²	79.3	83.2
司法機関(国)	99.3	100
都道府県立法機関(議会)、市町村立法機関(議会)	96.1	92.5
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	74.6	79.5
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場(銭湯、入浴施設)	78.5	80.3
マージャンクラブ	37.8	26.5
パチンコホール	15.1	16.1
ゲームセンター	81.5	70.4
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	45.7	42.3
公園、テーマパーク、遊園地	81.0	74.7
ホテル、旅館等宿泊施設	47.7	45.8
集会場、会議場	77.8	81.4
一般バスターミナル	66.7	85.0
空港旅客ターミナル	29.6	30.9
居酒屋、ビヤホール	47.8	43.7
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	23.6	22.3
喫茶店	63.9	73.3
上記以外の食堂、レストラン等	83.2	84.3
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	70.1	72.4

4. 一般施設等（第二種施設）における火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置の状況

一般施設等の屋内における火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置の状況について、令和3年度から4年度にかけて、「全体」では9.2%から9.7%で0.5ポイント増加した（1%水準で有意差が認められた）。企業規模別にみると、「大企業（個人事業者を除く）」、「個人事業者」で増加したが（1%水準で有意差が認められた）、「中小企業（個人事業者を除く）」では変化なく、「会社以外の法人、官公庁等」では減少した（1%水準で有意差が認められた）（第2図）。令和3年度より「大企業（個人事業者を除く）」が最も高く25.5%、次いで「中小企業（個人事業者を除く）」が13.0%であった。次いで、令和3年度では「会社以外の法人、官公庁等」が続いていたが、令和4年度では減少したため、「個人事業者」3.5%が続いている。

一般施設等の施設種別に、火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置の割合を示す（第8表）。



第2図 一般施設等（第二種施設）における火をつけて喫煙するたばこの喫煙専用室設置の割合（企業規模別）

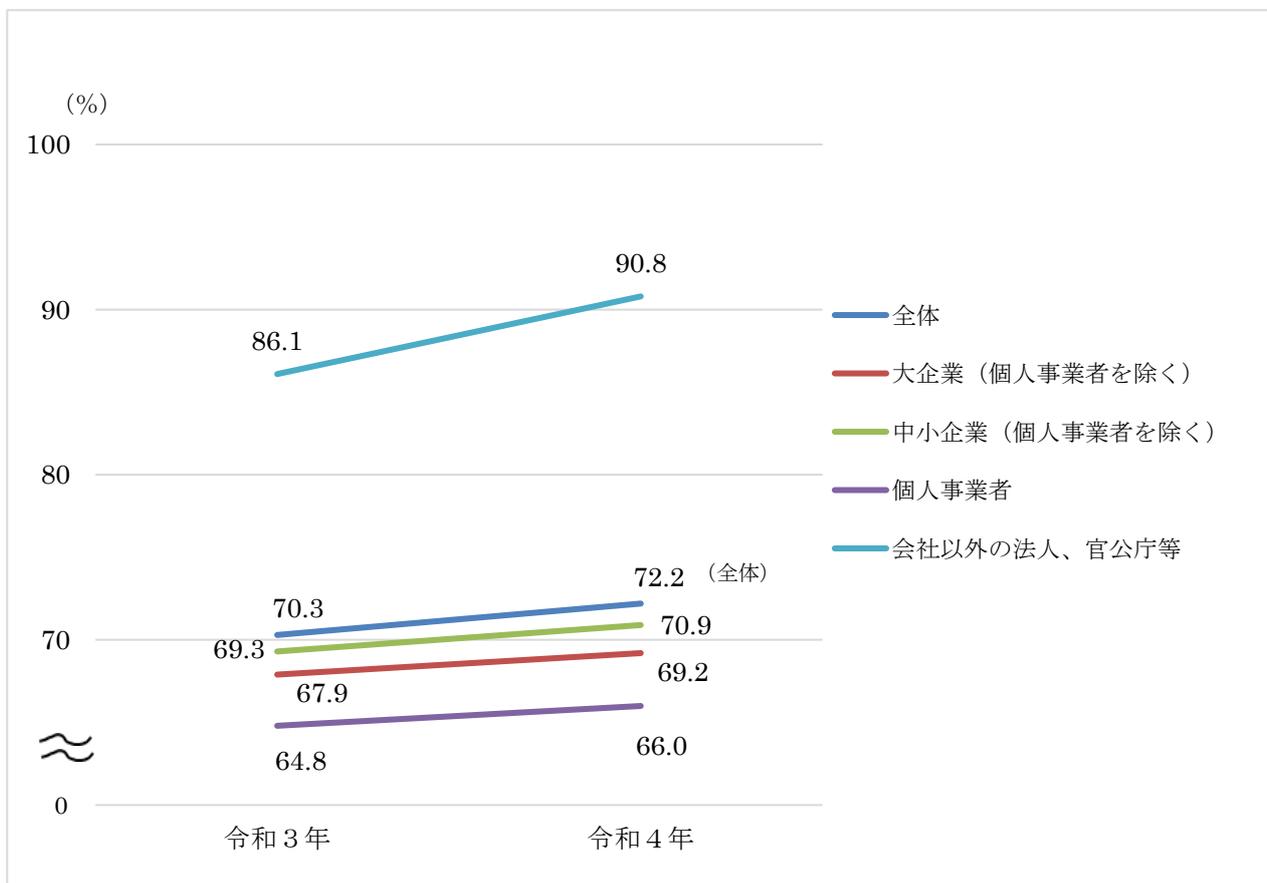
第8表 一般施設等(第二種施設)における火をつけて喫煙するたばこ専用喫煙室設置*の割合(施設種別)(%)

	令和3年度	令和4年度
全体	9.2	9.7
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設(学習塾、教養・技能教室等)	1.2	1.8
福祉施設(特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設)	6.1	6.1
障害者福祉施設	7.4	6.0
救護施設、更生施設、宿所提供施設	12.5	10.7
屋外スポーツ施設(ゴルフ場、テニスコート)、屋内スポーツ施設(ゴルフ練習場、ボウリング場、バッチング・テニス練習場、フィットネスクラブ等)、その他の上記以外の体育、運動施設(体育館、スタジアム等)**2	9.6	10.6
司法機関(国)	***	***
都道府県立法機関(議会)、市町村立法機関(議会)	3.3	5.2
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	6.9	8.4
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場(銭湯、入浴施設)	5.3	4.2
マージャンクラブ	7.8	7.4
パチンコホール	82.6	83.3
ゲームセンター	16.9	25.4
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	38.6	46.4
公園、テーマパーク、遊園地	6.6	2.7
ホテル、旅館等宿泊施設	26.6	32.4
集会場、会議場	7.2	8.5
一般バスターミナル	26.7	15.0
空港旅客ターミナル	70.4	69.1
居酒屋、ビヤホール	6.7	6.9
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	4.1	4.3
喫茶店	6.4	3.3
上記以外の食堂、レストラン等	3.7	3.5
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	11.2	11.5

5. 一般施設等（第二種施設）における加熱式たばこの屋内全面禁煙の状況

一般施設等における加熱式たばこの屋内全面禁煙の状況について、令和3年度から4年度にかけて、「全体」では70.3%から72.2%で1.9ポイント増加した（1%水準で有意差が認められた）。企業規模別にみると、全ての企業規模で増加した（1%水準で有意差が認められた）。令和3年度より「会社以外の法人・官公庁等」が最も高く、「中小企業（個人事業者を除く）」が約7割で続いていた（第3図）。

一般施設等の施設種別に、加熱式たばこの屋内全面禁煙の割合を示す（第9表）。



第3図 一般施設等（第二種施設）における加熱式たばこの屋内全面禁煙の割合（企業規模別）

第9表 一般施設等（第二種施設）における加熱式たばこの屋内全面禁煙の割合（施設種別）

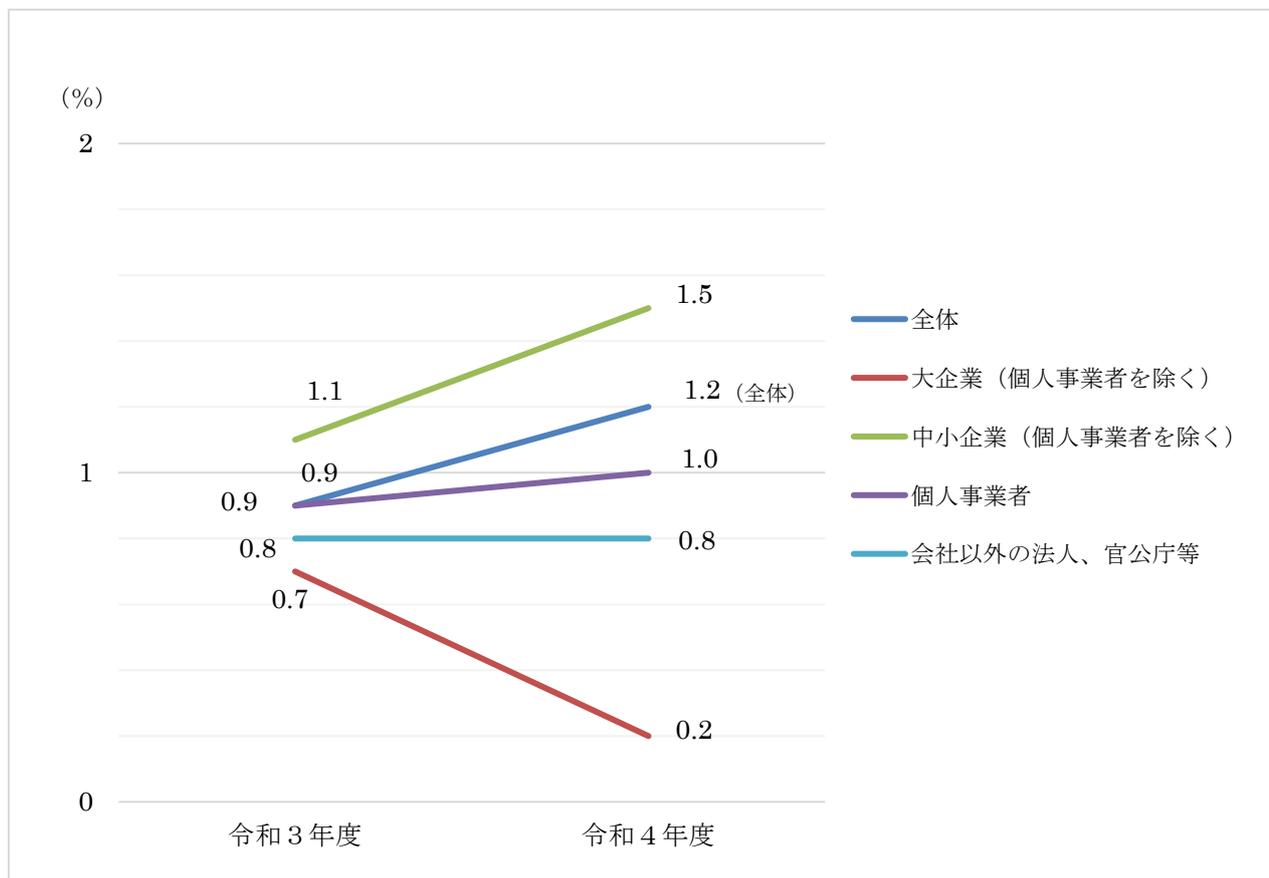
(%)

	令和3年度	令和4年度
全体	70.3	72.2
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設（学習塾、教養・技能教室等）	90.8	95.0
福祉施設（特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設）	83.8	88.3
障害者福祉施設	78.9	81.9
救護施設、更生施設、宿所提供施設	66.7	67.9
屋外スポーツ施設（ゴルフ場、テニスコート）、屋内スポーツ施設（ゴルフ練習場、ボウリング場、バドミントンコート・テニス練習場、フィットネスクラブ等）、その他の上記以外の体育、運動施設（体育館、スタジアム等）※2	79.9	84.7
司法機関（国）	99.3	100
都道府県立法機関（議会）、市町村立法機関（議会）	96.1	93.1
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	73.1	78.5
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場（銭湯、入浴施設）	76.8	77.1
マージャンクラブ	34.4	20.6
パチンコホール	15.4	15.8
ゲームセンター	81.5	70.4
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	46.7	41.1
公園、テーマパーク、遊園地	80.3	74.0
ホテル、旅館等宿泊施設	47.5	45.5
集会場、会議場	77.8	80.3
一般バスターミナル	66.7	80.0
空港旅客ターミナル	29.6	29.4
居酒屋、ビヤホール	46.0	42.5
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	21.4	20.9
喫茶店	63.5	73.3
上記以外の食堂、レストラン等	82.5	83.7
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	69.0	69.8

6. 一般施設等（第二種施設）における加熱式たばこ専用喫煙室設置の状況

一般施設等の屋内における加熱式たばこ専用喫煙室（加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋）設置の状況について、令和3年度から4年度にかけて、「全体」では0.9%から1.2%で0.3ポイント増加した（1%水準で有意差が認められた）。企業規模別にみると、「中小企業（個人事業者を除く）」「個人事業者」で増加したが、「会社以外の法人・官公庁等」では変化なし、「大企業（個人事業者を除く）」では減少した（1%水準で有意差が認められた）（第4図）。

一般施設等の施設種別に、加熱式たばこ専用喫煙室設置の割合を示す（第10表）。



第4図 一般施設等（第二種施設）における加熱式たばこ専用喫煙室設置[※]の割合（企業規模別）

※ 加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置

第10表 一般施設等（第二種施設）における加熱式たばこ専用喫煙室設置^{*}の割合（施設種別） (%)

	令和3年度	令和4年度
全体	0.9	1.2
公民館、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、学校教育支援機関、職業・教育支援施設、その他の教育、学習支援施設(学習塾、教養・技能教室等)	***	0.3
福祉施設(特別養護老人ホーム、通所・短期入所介護施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、上記以外の老人福祉・介護施設)	1.0	0.5
障害者福祉施設	1.1	1.2
救護施設、更生施設、宿所提供施設	***	***
屋外スポーツ施設(ゴルフ場、テニス場)、屋内スポーツ施設(ゴルフ練習場、ボウリング場、バッティング・テニス練習場、フィットネスクラブ等)、その他の上記以外の体育、運動施設(体育館、スタジアム等) ^{*2}	***	0.3
司法機関(国)	***	***
都道府県立法機関(議会)、市町村立法機関(議会)	***	***
販売店、小売店等の店舗、百貨店、スーパー、銀行店舗、郵便局	0.9	0.5
劇場、映画館、観覧場、展示場、理容室、美容室、公衆浴場(銭湯、入浴施設)	***	0.7
マージャンクラブ	***	4.4
パチンコホール	6.1	6.1
ゲームセンター	***	1.4
競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	7.6	4.2
公園、テーマパーク、遊園地	2.2	***
ホテル、旅館等宿泊施設	2.2	2.9
集会場、会議場	1.0	***
一般バスターミナル	***	***
空港旅客ターミナル	***	1.5
居酒屋、ビヤホール	1.6	2.0
バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	1.8	1.5
喫茶店	1.6	***
上記以外の食堂、レストラン等	1.0	0.8
事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	1.0	1.6

^{*}加熱式たばこ専用の喫煙及び飲食等も行える部屋の設置

【参考資料】（令和3年度）既存特定飲食提供施設と考えられる飲食店の状況（％）

既存特定飲食提供施設※ ¹	屋内全面禁煙		60.3		
	喫煙専用室等設置※ ²	喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室（喫煙のみ・飲食も可）		0.6	
		喫煙専用室（加熱式たばこの全面禁煙、喫煙専用室での喫煙可）		1.8	
		加熱式たばこ専用喫煙室：喫煙のみ（火をつけて喫煙するたばこの全面禁煙）		0	
		加熱式たばこ専用喫煙室：飲食も可（火をつけて喫煙するたばこの全面禁煙）		0.4	
		小計		2.9	
	喫煙可能室設置※ ³	喫煙可能室設置施設の届出をしている	中小企業	居酒屋、ビヤホール	0.9
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	0.8
				喫茶店	0.3
				それ以外の食堂、レストラン等	0.5
			個人事業者	居酒屋、ビヤホール	5.8
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	7.8
				喫茶店	3.0
				それ以外の食堂、レストラン等	2.6
		小計		21.7	
		喫煙可能室設置施設の届出をしていない	中小企業	居酒屋、ビヤホール	0.3
				バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	0.3
				喫茶店	0.2
				それ以外の食堂、レストラン等	0.5
	個人事業者		居酒屋、ビヤホール	4.1	
			バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	3.7	
喫茶店			1.0		
それ以外の食堂、レストラン等			3.5		
小計		13.6			
小計		35.3			
その他		1.5			

※ 1 中小企業（資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社）又は個人事業者で、かつ客席の床面積100㎡以下のものが、既存特定飲食提供施設の要件に該当すると考えられる（ただし、発行済株式又は出資の総額又は総額の二分の一以上ないし三分の一以上を大規模会社が有していないという条件は確認していない）。

※ 2 喫煙専用室及び加熱式たばこ専用喫煙室の両方または一方の設置あり。

※ 3 火をつけて喫煙するたばこ及び加熱式たばこの両方又は一方において、屋内全面禁煙又は喫煙専用室設置若しくは加熱式たばこ専用喫煙室設置ありのいずれも該当しないと回答した施設を計上。（本調査では喫煙目的施設か否かの調査は行っていないため、喫煙目的施設が含まれている可能性がある）。